## デジタル工事写真の小黒板情報電子化要領

## 1. 目的

被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止など受発注者双方の業務効率化を図るものである。

## 2. 対象工事

滋賀県一般土木工事等共通仕様書等に基づき、工事写真を撮影する工事の受注者が、デジタル 工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工 事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。) とすることができる。対 象工事では、以下の3から6の全てを実施することとする。

- 3. デジタル工事写真の小黒板情報電子化に必要な機器の導入
- (1) デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」という。)は、受注者が選定し、調達するものとする。
- (2) 使用機器については、写真管理基準「2-2撮影方法」および土木工事施工管理基準運用方針(案)「5. 写真管理」に示す項目の電子的記入ができるもの、かつ、信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していることとする。
- (3) 使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」 記載の「 デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
- (4)使用機器の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれるものとする。 使用機器の導入に係る費用とは、小黒板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費および電算使用料等を指す。
- (5) 受注者は監督職員に対し、工事着手前に、使用機器について提示するものとする。
- 4. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入
- (1)受注者は、3の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」および土木工事施工管理基準運用方針(案)「5.写真管理」による。

- (2)対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
- 5. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取り扱いは、写真管理基準およびデジタル写真管理情報基準に準ずるが、4に示す 小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真の編集等」およびデジタル写 真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

- 6. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品
- (1) 受注者は、4に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。) を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。
- (2) 受注者は納品時に、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ「工事打合簿」により提出するものとする。
- (3) 提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

## 付則

1. この要領は、令和2年4月1日から適用する。